

地方公共団体に対する寄附金のうち適用限度額を超える部分について、
一定の限度まで所得税と合わせて全額控除

税額控除額の計算方法

① と②の合計額を税額控除

① 〔地方公共団体に対する寄附金－5千円〕 × 10%

② 〔地方公共団体に対する寄附金－5千円〕 × 〔90% － 0～40%〕

↓
寄附者に適用される
所得税の限界税率

②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度

※ただし、控除対象限度額は総所得金額等の30%